

令和8年生駒市農業委員会3回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和8年3月10日(火)午後2時00分

会議開催場所 市役所 大会議室

出席者 会長 10番 中井 啓二

農業委員会委員

1番 山角 ひろ子	2番 奥野 通孝
3番 田中 良治	4番 稲葉 健三
5番 今井 正徳	7番 松尾 克巳
8番 岡田 啓秀	9番 有山 富士美

農地利用最適化推進委員

辻 英雄	影林 則昭
池田 典夫	池谷 初英
前田 隆男	棚田 秀治
谷野 諭	

説明者 事務局 局長 松井 伸幸
係長 塚崎 智茂 主査 田所 智

欠席者 岩前 利典

傍聴者 0名

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
3. 農地の造成工事に係る届出について
4. 農地法施行規則第29条第1号による届出について
5. 農地の転用事実に関する照会について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図

- 農地集積集約にかかる資料
- 経営所得安定対策と米政策
- ま～ぜま～ぜふえす(チラシ)

○係長 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 0 名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中井啓二会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名について、議長である私(10番 中井会長)と2番 奥野委員、3番 田中委員に
お願いしたい。

○議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼

○係長 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場
合、農業委員会の許可が必要であることから、申請がされたものである。

No.1～21の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1)で、第二阪奈道路トンネルの西約300mのところにある小倉
寺町地内の農地

申請理由について

譲渡人は壱分町にお住まいの3人で共有されている。一方、譲受人は小倉寺町にお住ま
いで、当該地以外に4,446㎡の農地を自作されている。当該農地は、昨年度の利用状況
調査では遊休農地判定をされており、当時は雑草が2mほど生い茂っていたが、今回確認し
た時には全て草刈りをされており、農地は4枚の区画に分かれている。本農地は畑として利
用され、芋、玉ねぎ、イチゴを栽培する予定である。農作業従事は譲受人以外に妹さんと弟
さんの3人でされる。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で
現地調査を行っている。

○主査 No.22の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(2-1)で、西白庭台住宅地の西約150mのところにある南田原
町地内の農地

No.23の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(2-2)で、西白庭台住宅地と白庭台住宅地の間にある南田原
町地内の農地

申請理由について

譲渡人が県外に移住することになり、その際住んでいた家とともに今回申請された農地も
併せて売りに出されたが、住宅を購入された方は非農家であったため、農地については所
有権移転登記ができないので、農業委員会に対し、購入するための相談に来られ一度面談
をさせていただいたが、農業者とは認めがたかったため、保留となった。今回のような農地付

き古民家の売買については今後も出てくると思われるため、会長からも運用基準を定めるよう指示があったため、先月の委員会でその基準について報告させていただいた。今般、その基準に基づき、申請されたもので、No.22では露地野菜、No.23では既に果樹が植わっていたため、そのまま果樹を栽培される予定である。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。現地調査の際にNo.23に少し草が生えていたため草刈りを指導している。

No.24～27の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(3-1)で、国道168号線沿い、交野市との市境の手前、約70mのところにある北田原町地内の農地

No.28～31の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(3-2)で、同じく交野市との市境から約350m東に位置する北田原町地内の農地

申請理由について

賃借人は、広島で農地所有適格法人として活動しており、取締役の1人が交野市で農地所有適格法人の代表取締役として農業経営を行っていることから、業務拡大の一環として当該農地を借り受け、事業の展開を図っていくとのことで、当該農地ではショウガを栽培される予定である。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、これらの申請については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第1号(No.1～21)について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 21筆あるが、綺麗に整備され4枚の田になっていた。同じ町内会の方が購入されるため水利や農地関係に関しては地元等了解されているようだ。
- 議長 議案第1号(No.22～31)について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 No.22だが、168号線のバイパスの端にある三角形の土地で面積も100㎡ちよつとである。No.23は白庭台と小明の間にある畑で草はまだ刈っていなかったが、柿の木などが植わっていた。2筆とも半年ほど前に一度申請があったが、基準ができたため今回再度申請が出てきた。農地は自家消費で家庭菜園という形で使われる予定である。

No.24～31だが、賃借人は交野市の私市の方で農園をされておりイチゴ等を栽培されていると聞いている。現地調査の際には168号線沿いの農地は田をすいており、他の農地も綺麗にされており、そこにショウガを植えると聞いている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼

○係長 〔議案読み上げ〕

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請がでてきたものであり、当委員会では、これらの申請を奈良県知事に進達するかどうかの判断をすることになる。

No.1の申請地について

別紙位置図の地図番号(4)で、高山竹林園の西側駐車場の富雄川を挟んだ西側に位置する農地

申請理由について

当該地は、昨年5月の委員会で青空駐車場として4条許可承認を頂いた敷地の残地になる。当時は、公募面積415㎡のうち、179.7㎡を譲渡人が4条許可で申請され、今回の譲受人に従業員用駐車場として貸し出しされていたが、来客も増え既存駐車場ではスペースが足りないことから、今回は、5条許可申請で譲受人から申請された次第である。

申請にあたって切土・盛土は無く、砂利敷で整備し、雨水は主に自然浸透でされる。また、隣接農地はなく、北倭土地改良区、地元農家区長の同意がされていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、おおむね10ha未満の区域内であることから、第2種農地に該当する。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行い、草刈り等指導をしている。

○議長 議案第2号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 申請地の一部はすでに碎石を敷いて駐車場として使われているが、先ほど事務局が説明した通り駐車場が足りないという事で、本農地を購入して残りも青空駐車場にされるようだ。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言
奈良県知事へ進達を依頼する。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第3号「農地の造成工事に係る届出について」

報告第4号「農地法施行規則第29条第1号による届出について」

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1～16については全て相続により所有権を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているものである。

報告第3号「農地の造成工事に係る届出について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

農地造成工事とは、農地の効率的な利用を追求した盛土、切土の行為であり、農地法の規定による転用許可等が不要だが、工事期間が6ヶ月以上、面積3,000㎡以上、盛土1m以上のどれか1つでも該当する場合、市街化調整区域では農地の一時転用許可が必要となる。但し、市街化区域の場合は、先述の規定は対象外となるが、生駒市では農地造成指導要綱に基づき、届出の提出が必要となる。

今回の届出地については昨年7月に届出があり、審議し、承認していただいたが、当該2筆については隣接する宅地との協議が整っていないということから一旦省くことになった。今般、隣接宅地との協議が整った場合と整わなかった場合の2つの計画図面を添付することで再届出があったが、先述のとおり、既に承認していただいていることから、今般会長の専決とし、受理通知書を発行したので、報告しているものである。

No.1～2の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(5)で、近鉄生駒線壱分駅の北東約500mのところにある壱分町

地内の農地

申請理由について

当該地は、隣接地の開発事業に伴い、形状、高さの調整のため造成されるとのことで、造成後は水稻栽培される予定である。

報告第4号「農地法施行規則第29条第1号による届出について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第7号及び農地法施行規則第29条第1号の規定により、農業者が、自己の耕作の事業のための農業用施設を目的とする200㎡未満の農地転用の場合、許可は不要であるが、農業委員会に対して届出を出すように指導をしているため、本届出がでてきたものである。

本届出地については、地図番号(6)で、高山竹林園の南約300mのところにある高山町地内の農地で、農業用駐車場を目的とした転用の届出がされたものである。

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1については、平成5年に駐車場を目的として農地法第4条の許可がなされた農地であり、No.2～4についても、数十年前から庭先として利用されてきた。No.5については、数十年前から宅地として利用されているため、今般地目変更の申請がされたものである。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼

○主査 生産緑地の取得の斡旋等について説明

○議長 農地パトロールの報告を各委員に依頼

○委員 小平尾町をパトロールしている時に前からあるドッグランの近くにまた小ぶりのドッグランのような施設があり、念のために事務局に確認したところ、適切な届出、手続きがされていないと言われた。事務局にも現場に行ってもらったが、今のところ原状回復という話も上がっていると聞いたが、詳しく教えて欲しい。

○主査 現場に行ったが、近くの施設に置いてあるのと同じようなものが置かれていた。所有者も調べ、まだ連絡は取れていないが、今後はそのままドッグランとして利用するならば、大掛かりな工事はしていないので、今置いてあるものを撤去していただき、農地法第4条ないし、5条の許可申請の手続きをするように指導していく予定である。

○議長 「その他」について事務局に依頼

○係長 「経営所得安定対策と米政策」のリーフレットと「ま～ぜま～ぜふえす」のチラシの説明

○議長 「経営所得安定対策と米政策」のリーフレットだが、私の認識では米の減反政策に係る政策を

ここで謳っていたように思う。令和の米騒動があつて、増産に動こうかという話もあつたので、米政策の方を変えていくことで、国会の方からの情報として令和9年度に改正を行うというのは聞いたことがある。また来年度にこのパンフレットが届いたら見ておいて欲しい。

○議長 「その他」について出席委員へ確認

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○議長 3月になり25期もあと少しになるが色々活動していただく中で、引継ぎをしていくことになるが今回25期として、この案件は次に引き継ぎたいという想いがあればこの機会におっしゃってもらえれば、議事録にしてもらい次に引き継いでいけると思う。今後の定例会でも何かあれば言っていたき次へ送るという形が取れれば、それも一つの引継ぎになるかと思う。

○委員 西畑の無断転用の件が解決せずに25期が終わってしまいそうなので、どの辺りまで話が進んでいるのかとか、先日ニュースにもなっており観光地化してきているので、元には戻せない状態になってそうだが、やった者勝ちのようになってしまう状況をなんとかしないといけないと思う。

○主査 これに関しては、国定公園が入っていることで県の自然環境課が動いている。その都度何か進展があればメールで連絡をしてくれているが、その後建物が増えていっているような話も聞いている。県と確認を取りながら農業委員会としても手続きを進めていけたらと思う。

○議長 順序立てた話を定例会で説明していただければ、伝えるべきことは伝えて県が呼び出しをかけている等の理解が出来れば、我々は仕事はしており、次は県が動くのを待っているとわかれば一番いいと思う。次回までに調べておいて欲しい。

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼

○係長 次回の日程について

定例会 令和8年4月13日(月)午後2時 市役所 401・402会議室

現地調査 令和8年4月3日(金)

4月2日(木)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後2時58分閉会

農業委員会等に関する第27条の規定により、令和8年生駒市農業委員会第3回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

会 長 10番

農業委員 2番

農業委員 3番
